令和８年（フ）第４０号
広島県庄原市山内町1230番地
債務者　サケット　マリセル　レザノ
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４２号
広島県三次市畠敷町1914番地４
債務者　伊藤　由佳
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第４５号
広島県三次市南畑敷町550番地１（ハピネスハイム３―101）
債務者　入澤由紀子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第６７号
山口県下関市綾羅木南町３丁目７番１号
債務者　髙島　一将
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８０号
山口県下関市大字内日下364番地１、住民票上の住所山口県下関市菊川町大字吉賀2410番地２
債務者　田中　翔平
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８４号
山口県下関市長府金屋町３番３号　金屋市場２Ｆ
債務者　スナック阿蘇こと　安村　朝子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第８８号
山口県下関市秋根新町１番12―208号
債務者　谷村　和幸
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９０号
山口県下関市川中本町１丁目12番10号
債務者　髙橋　良行
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９４号
山口県下関市大字福江867番地、前住所京都府城陽市久世里ノ西20番地の54
債務者　美容室　楽こと　川原　英作
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９６号
山口県下関市菊川町大字楢崎807番地１　市営楢崎住宅　27号
債務者　内田　健一
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
山口県下関市武久町１丁目38番40号
債務者　丹田麻衣子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第７０号
福岡県飯塚市枝国349番地
債務者　原　　明
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第７１号
福岡県飯塚市幸袋472番地３　めぐみビル303、前住所福岡県飯塚市北古賀813番地１
債務者　松永　幸和
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第７５号
福岡県嘉麻市平山548番地　介護老人福祉施設筑豊園
債務者　崎村　末弘
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４７号
福岡県大川市大字中八院223番地、前住所福岡県大牟田市大字岬77番地１
債務者　三好ちえみ（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６８号
青森県北津軽郡板柳町大字太田字西若宮33番地40
債務者　田中　　凪
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７２号
青森県つがる市柏鷺坂清見70番地１　東奥マンション21号
債務者　葛西　純子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係